

長 中 地 福 号 外  
令和 3 年 10 月 11 日

長崎市介護支援専門員の皆様

長崎市長 田上 富久  
(公 印 省 略)

日常生活用具給付事業について（通知）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本市の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、本市で実施しております日常生活用具給付事業は、市民税非課税世帯かつ心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等に対し、火災警報器・自動消火器・電磁調理器を給付する事業となっております。

各機器においては、それぞれ耐用年数が定められており、およそ 10 年（自動消火器はおよそ 5 年）が目安とされております。機器を設置してから長期間経過している場合は、万が一、火災等が発生した際に正常に作動しない恐れがあります。

つきましては、現在も機器を設置している場合は、耐用年数を超えていないか、機器が正常に作動しているか再度確認していただきますよう、利用様への周知をお願いいたします。火災警報器の動作確認につきましては、別添のチラシをご参照ください。

（※チラシに掲載している火災警報器は、今年度、事業を決定した利用者様向けに設置している機器です。昨年度以前に設置した機器とは異なるタイプの機器の可能性もありますが、参考にしていただければ幸いです。）

また、本市では、高齢者の火災の危険から守るため「高齢者安心火災警報器給付事業」も実施しております。日常生活用具給付事業と併せて高齢者安心火災警報器給付事業の利用検討もよろしくお願いいたします。

（高齢者安心火災警報器給付事業について）

標記事業は、火災発生時にお部屋に設置した住宅用火災警報器からの警報を受信し、屋外へ設置した警報ブザーが音を発し、火災発生をいち早く屋外へお知らせすることができます。詳細は別紙のチラシをご確認ください。

【問合せ先】

|              |             |
|--------------|-------------|
| 中央総合事務所地域福祉課 |             |
| 担当：村田        | 電話：829-1429 |
| 東総合事務所地域福祉課  |             |
| 担当：福丸        | 電話：813-9001 |
| 南総合事務所地域福祉課  |             |
| 担当：一瀬        | 電話：892-1113 |
| 北総合事務所地域福祉課  |             |
| 担当：小川        | 電話：814-3400 |